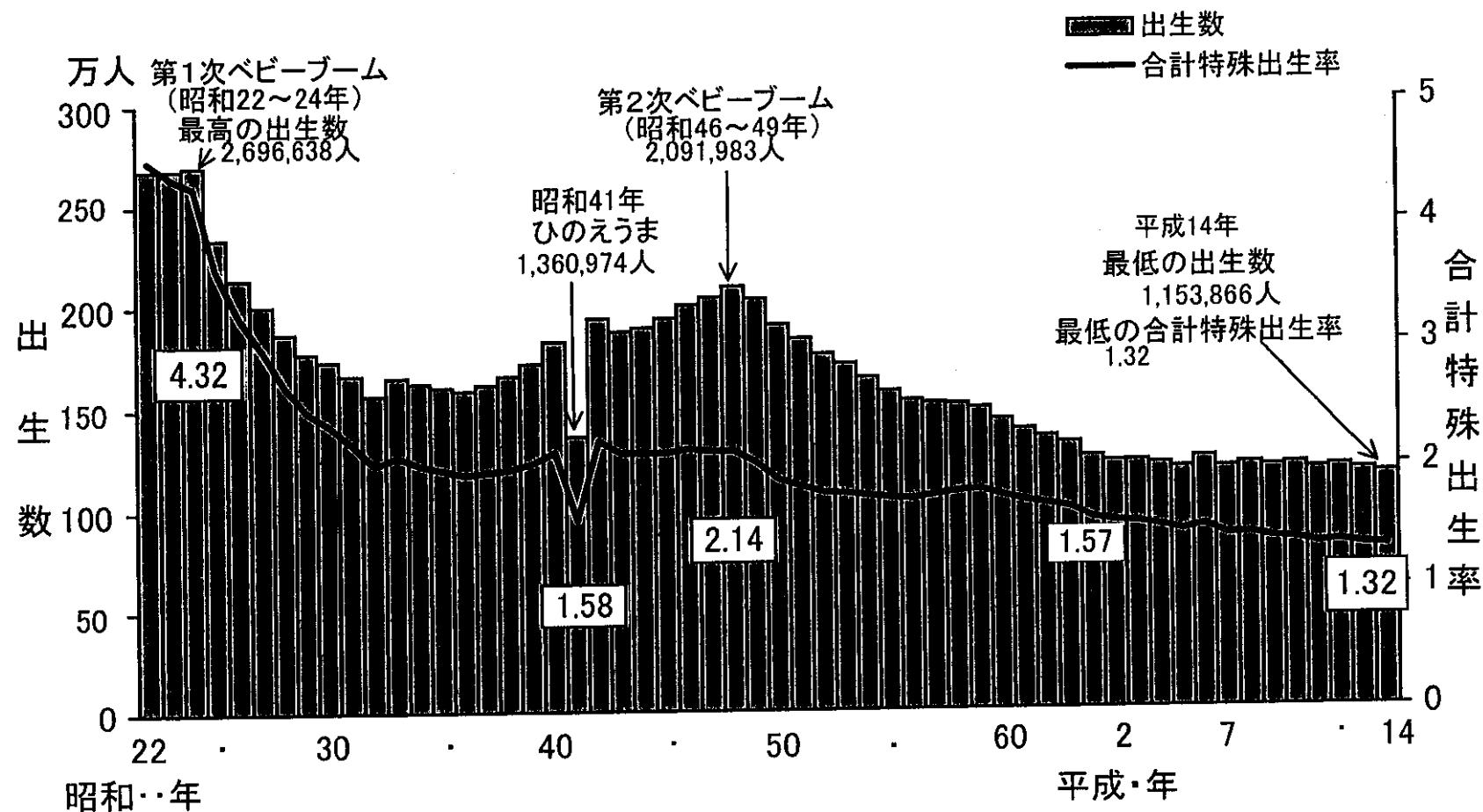


1 少子化の現状等	1
(1) 出生数及び合計特殊出生率の推移	2
(2) 少子化の要因と人口減少社会の到来	3
(3) 平均出生子ども数と平均理想子ども数の推移	4
(4) 平日の帰宅時間が23時以降翌朝3時未満の父親の割合（未就学児のいる父親）	5
(5) 年齢階級別1週間の就業時間	6
(6) 育児休業制度を利用しなかった理由	7
2 政府における少子化問題への対応の変遷	8
3 今般の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯	9
4 次世代育成支援に関する当面の取組方針＜概要＞	10
5 次世代育成支援対策推進法について	16
(1) 次世代育成支援対策推進法の趣旨	17
(2) 次世代育成支援対策推進法の概要	19
6 一般事業主行動計画（行動計画策定指針＜概要＞（抄））	21

1 少子化の現状等

(1) 出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率：15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

(2) 少子化の要因と人口減少社会の到来

○晚婚化・未婚化の進行

・25～29歳の未婚率

男性 48.3% → 69.3%
女性 20.9% → 54.0%
(昭和50年) (平成12年)

・50～54歳の未婚率

男性 1.8% → 10.1%
女性 3.8% → 5.3%
(昭和50年) (平成12年)

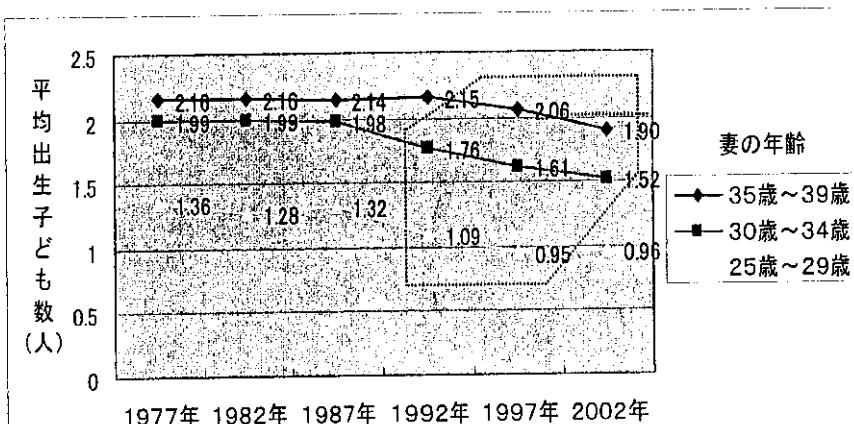
・平均初婚年齢の上昇

男性 27.0歳 → 28.8歳
女性 24.7歳 → 27.0歳
(昭和50年) (平成12年)

○夫婦出生力の低下

・平成2年(1990年代)以降

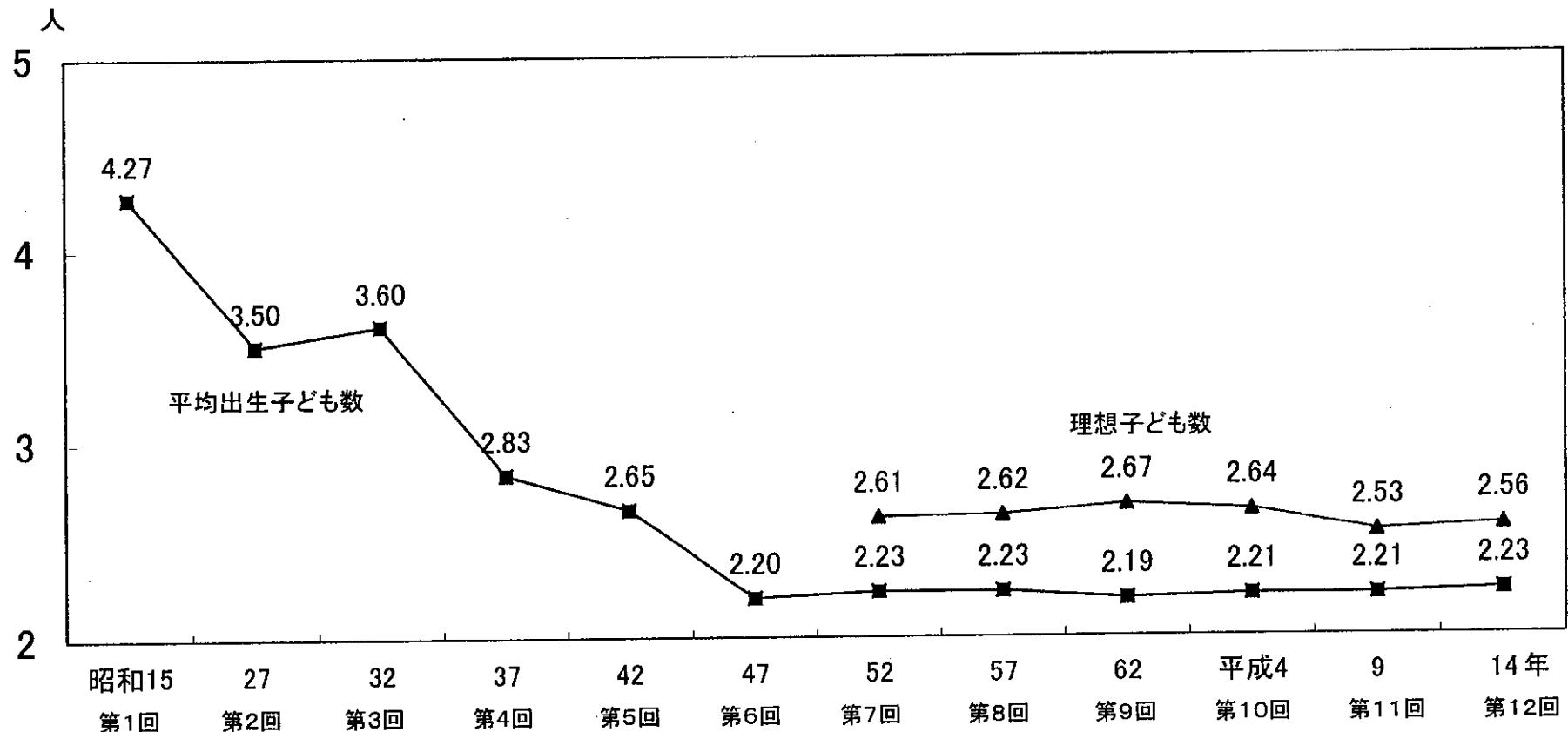
平均出生子ども数が減少



少子化が一層進行

- 平成18年(2006年)をピークに総人口が減少
- 21世紀末には人口が半減
1億2,693万人(2000年) → 1億59万人(2050年) → 6414万人(2100年)
- 2050年には出生児数が半減(120万人(2000年) → 67万人(2050年))

(3) 平均出生子ども数と平均理想子ども数の推移

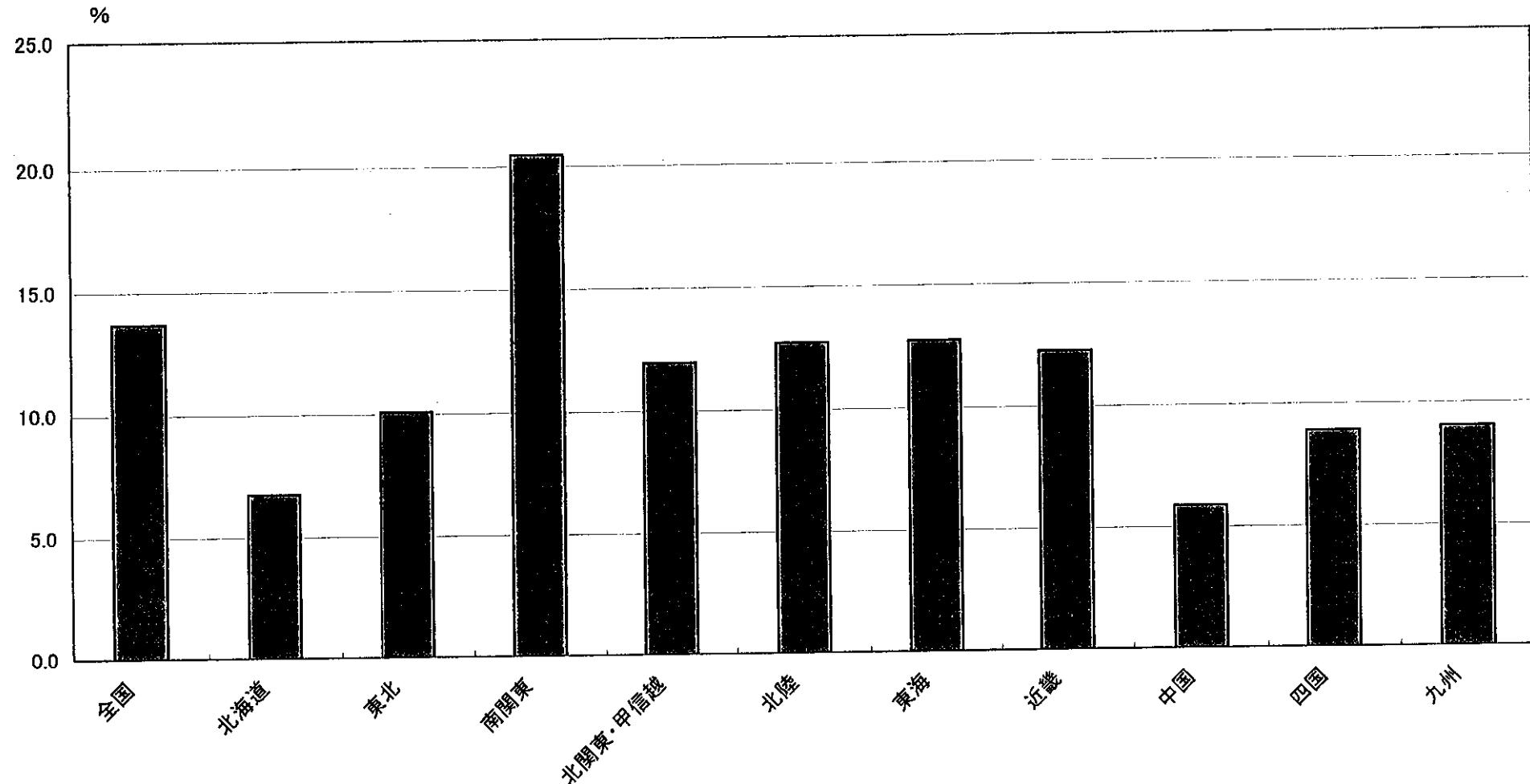


(注) 1. 全国の50歳未満の妻に対する調査。
2. 平均出生子ども数は、結婚持続期間15~19年の妻の出生子ども数の平均。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(第10回~12回)」、「出産力調査(第1回~9回)」

(4) 平日の帰宅時間が23時以降翌朝3時未満の父親の割合(未就学児のいる父親)

14%の父親の帰宅時間が深夜に及んでおり、特に、南関東では2割以上

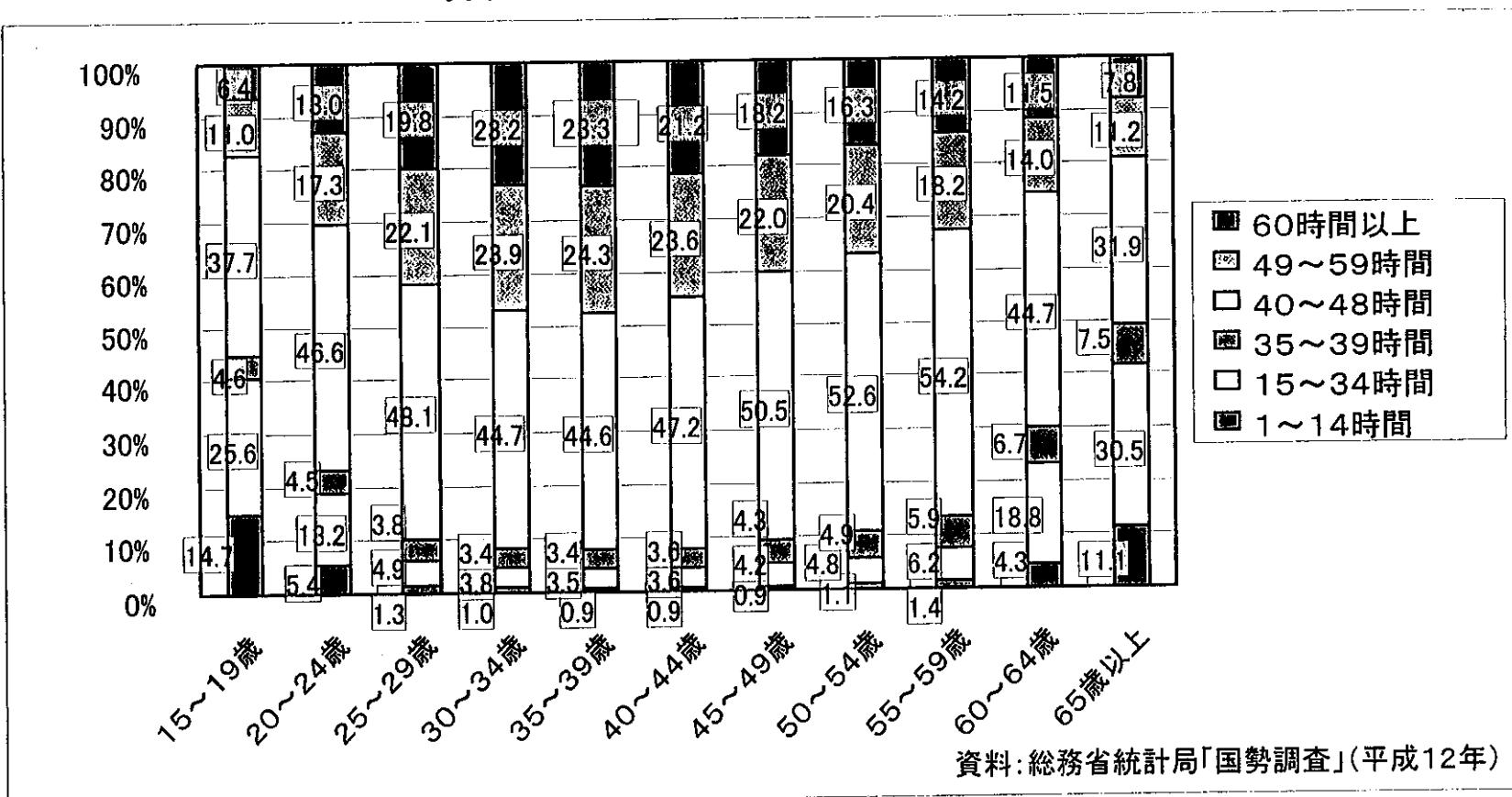


資料：(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託(2003年))

(5)年齢階級別1週間の就業時間

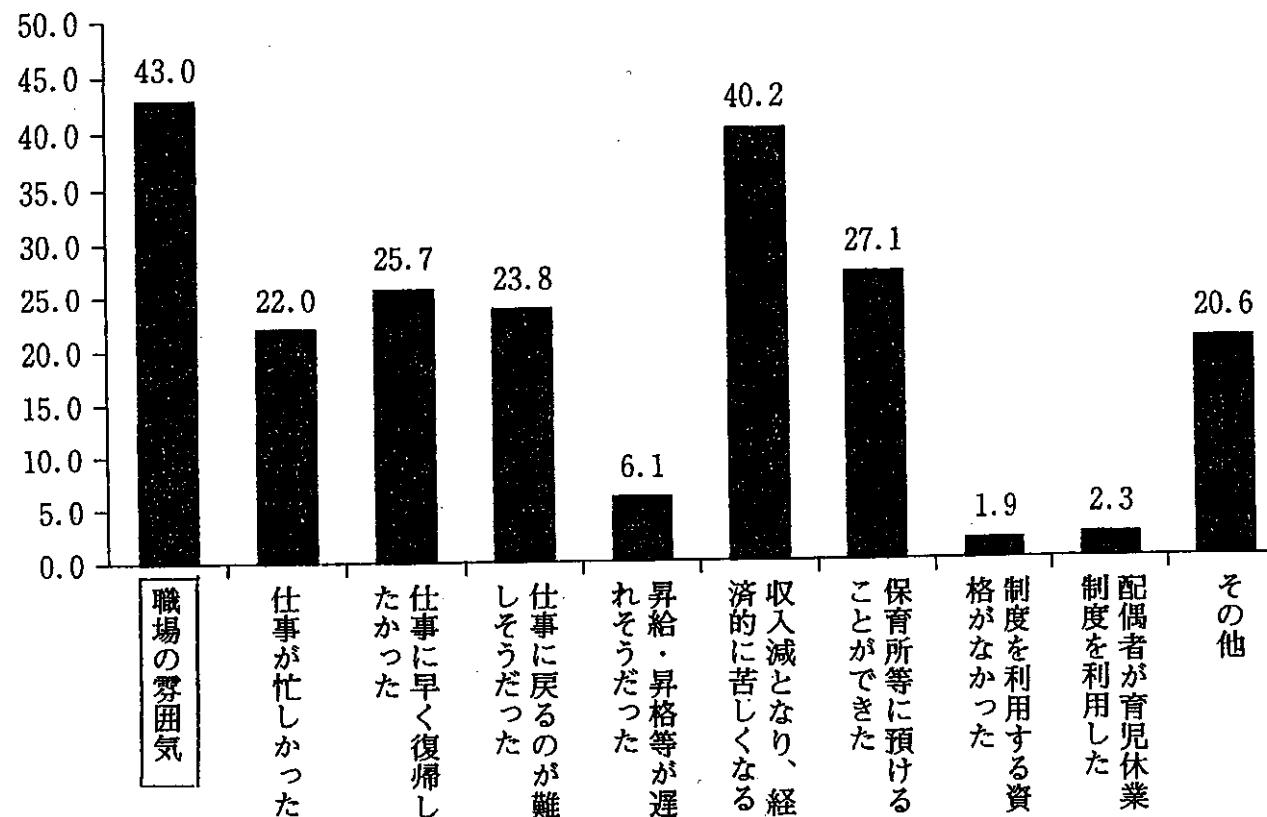
子育て期にある30歳代の就業時間は最も長く、2割以上が週に60時間以上

男性の年齢階級別1週間の就業時間



(6) 育児休業を取得しなかった理由

職場の雰囲気を理由として育児休業を断念した人が多い



平成12年「育児・介護を行う労働者の生活と就業の実態等に関する調査結果報告書」財団法人 女性労働協会

2 政府における少子化問題への対応の変遷

平成 2 年

「1. 5 フショック」＝少子化の認識が一般化

平成 3 年

『出生率の動向』を踏まえた対策

「健やかに子供を生み育てる環境づくりについて」
(健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議)

子育てと仕事の両立支援などの子どもを生み育てやすい環境の整備

拡充
エンゼルプラン
の策定 (H 6 年)

平成 9 年

人口推計 (平成 9 年 1 月) の公表 (出生率予測: 1.80 → 1.61)

平成 9 年

『少子化への対応の必要性』に基づく対策

- ・「少子化に関する基本的な考え方について」
(厚生省人口問題審議会)
- ・「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために
(提言)」
(少子化への対応を考える有識者会議)

平成 10 年

拡充
新エンゼルプランの策定

平成 11 年

『総合的な少子化対策』

「少子化対策推進基本方針」
(少子化対策推進関係閣僚会議)

平成 12 年

「国民的な広がりのある取組みの推進について」
(少子化への対応を推進する国民会議)

平成 14 年

新人口推計 (平成 14 年 1 月) の公表 (出生率予測: 1.61 → 1.39)

平成 14 年

『少子化の流れを変える』ためのもう一段
の対策 (次世代育成支援対策) の推進

従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、
以下の 4 つの柱に沿った取組を推進

平成 15 年

- ・少子化社会を考える懇談会取りまとめ
 - ・少子化対策プラスワン
- ↓
- ・「次世代育成支援に関する当面の取組方針」
(少子化対策推進関係閣僚会議)
 - ・「次世代育成支援対策推進法」等の成立

- ①男性を含めた働き方の見直し、
- ②地域における子育て支援、
- ③社会保障における次世代支援、
- ④子供の社会性の向上や自立の促進

3 今般の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

14年1月

○新しい将来推計人口の公表

- ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる。
- ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し

14年5月

○少子化対策に関する総理指示

- ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示

14年9月

○「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理に報告

- ・少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策を推進
- ・立法措置を含め、総合的かつ計画的に推進

15年3月

○「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ(少子化対策推進関係閣僚会議)

○次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）

15年7月

○次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立

○少子化社会対策基本法の成立

15年8月

○行動計画策定指針の告示